

議事日程(第4号)

令和3年3月22日 午前10時00分開議

開議の宣告

日程第1 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定についての訂正について

日程第2 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定についての訂正について

日程第3 発議第2号 行財政改革特別委員会の設置について

委員長報告

委員長報告に対する質疑

討論

採決

日程第4 議員派遣の件について

日程第5 閉会中各委員会の継続審査及び調査について

追加日程第1 発議第3号 日出町議会会議規則の一部改正について

追加日程第2 議案第34号 令和2年度日出町一般会計補正予算(第6号)について

追加日程第3 議案第35号 職員の給与に関する条例等の一部改正について

追加日程第4 議案第36号 日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
の一部改正について

追加議案に対する趣旨説明並びに提案理由の説明

追加議案に対する質疑

討論

採決

追加日程第1 常任委員会委員長及び副委員長の互選について

追加日程第2 議会運営委員会委員の辞任について

追加日程第3 議会運営委員会委員の選任について

閉会の宣告

本日の会議に付した事件

開議の宣告

- 日程第1 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定についての訂正について
- 日程第2 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定についての訂正について
- 日程第3 発議第2号 行財政改革特別委員会の設置について
- 委員長報告
- 委員長報告に対する質疑
- 討論
- 採決
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 閉会中各委員会の継続審査及び調査について
- 追加日程第1 発議第3号 日出町議会会議規則の一部改正について
- 追加日程第2 議案第34号 令和2年度日出町一般会計補正予算（第6号）について
- 追加日程第3 議案第35号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 追加日程第4 議案第36号 日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 追加議案に対する趣旨説明並びに提案理由の説明
- 追加議案に対する質疑
- 討論
- 採決
- 追加日程第1 常任委員会委員長及び副委員長の互選について
- 追加日程第2 議会運営委員会委員の辞任について
- 追加日程第3 議会運営委員会委員の選任について
- 閉会の宣告

出席議員（16名）

1番	河野 美華君	2番	豊岡 健太君
3番	安部 徹也君	4番	川辺由美子君
5番	衛藤 清隆君	6番	阿部 真二君
7番	上野 満君	8番	金元 正生君
9番	川西 求一君	10番	岩尾 幸六君
11番	土田 亮治君	12番	工藤 健次君
13番	森 昭人君	14番	熊谷 健作君
15番	佐藤 二郎君	16番	池田 淳子君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 河野 匡位君 係長 河野 裕治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	本田 博文君	副町長	……………	目代 憲夫君
教育長	……………	堀 仁一郎君	会計管理者兼会計課長	…	佐藤小百合君
総務課長	……………	藤本 英示君	財政課長	……………	白水 順一君
政策推進課長	……………	木付 達朗君	契約検査室長	……………	中山 雅広君
税務課長	……………	今宮 明君	住民課長	……………	堀 雅之君
福祉対策課長	……………	伊豆田政克君	子育て支援課長	……………	安田 恵君
健康増進課長	……………	後藤 英樹君	生活環境課長	……………	梶原 新三君
商工観光課長	……………	安田加津浩君	農林水産課長	……………	河野 一利君
都市建設課長	……………	須藤 淳司君	上下水道課長	……………	古屋秀一郎君
教育委員会教育総務課長	…	帯刀 志朗君	教育委員会学校教育課長	…	稗田 健治君
社会教育課長	……………	河野 英樹君	文化・スポーツ振興課長	…	後藤 良彦君
監査事務局長	……………	工藤 明美君	総務課課長補佐	……………	赤野 公彦君
財政課課長補佐	……………	河野 明弘君			

午前10時00分開議

○議長（池田 淳子君） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、22日間にわたり慎重な御審議をいただき、また議会運営にも格段の御協力を賜り、本日最終日を迎えることができました。心から感謝申し上げます。

開議の宣告

○議長（池田 淳子君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議の議事は、お手元に配付しております議事日程により行います。

日程第1. 議案第32号

日程第2. 議案第33号

○議長（池田 淳子君） 日程第1、議案第32号公の施設の指定管理者の指定についての訂正について及び日程第2、議案第33号公の施設の指定管理者の指定についての訂正についてを議題にします。

町長から議案第32号公の施設の指定管理者の指定についての訂正について及び議案第33号公の施設の指定管理者の指定についての訂正についての理由の説明を求めます。町長、本田博文君。町長。

○町長（本田 博文君） おはようございます。今日は、本定例会の最終日となりましたが、議員の皆様方には慎重な御審議を賜りましたことに、心より感謝を申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案の訂正について御説明申し上げます。

令和3年3月1日に提出をいたしました、議案第32号公の施設の指定管理者の指定について及び議案第33号公の施設の指定管理者の指定についての2議案について訂正をいたしたいので、議会の許可を求めるものであります。

訂正の理由とその内容であります。指定管理者として御提案申し上げておりました一般社団法人ひじ町ツーリズム協会から指定管理の導入に当たり、ひじ町ツーリズム協会の理事会の決議及び社員総会への説明を行いたいとの申し出を受けました。

このため、令和3年4月1日からの施行は時間的に困難であることなどから、お手元に配付しました正誤表のとおり、指定の期間を訂正するものであります。

このような事態になりましたことは、相手方への説明不足、調整不足、そして受託についての相手方の意思決定過程についての確認を怠ったことが一番の原因でございます。

深くおわび申し上げますとともに、今後このようなことが起こらないよう注意してまいります。

訂正の理由につきましては以上でございますが、何とぞ慎重に御審議を賜りまして御許可くださいますようお願い申し上げます。

○議長（池田 淳子君） 訂正についての理由の説明が終わりました。

お諮りします。ここでしばらく休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩します。会議室へお集まりください。

午前10時06分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（池田 淳子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の訂正に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） なければ、これで質疑を終わります。

討論を省略し採決します。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第32号公の施設の指定管理者の指定についての訂正について及び議案第33号公の施設の指定管理者の指定についての訂正についてを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号公の施設の指定管理者の指定についての訂正について及び議案第33号公の施設の指定管理者の指定についての訂正についてを許可することに決定しました。

お諮りします。ここでしばらく休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩します。総務産業常任委員会の委員は、会議室にお集まりください。

午前10時16分休憩

.....

午前10時38分再開

○議長（池田 淳子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3. 発議第2号

○議長（池田 淳子君） 日程第3、発議第2号行財政改革特別委員会の設置についてを上程し議題とします。

お諮りいたします。日出町では第5次日出町総合計画で行財政改革の取組を行っています。日出町議会といたしましても、執行部との協議を重ね、「住むことに喜びを感じるまち」という計画の実現に向けて、6人の委員で構成する行財政改革特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、本案について6人の委員で構成する行財政改革特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、日出町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長から指名したいと思います。

お諮りします。行財政改革特別委員会の委員に、15番、佐藤二郎君、14番、熊谷健作君、13番、森昭人君、12番、工藤健次君、11番、土田亮治君、9番、川西求一君、以上6名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました6名が行財政改革特別委員会委員に決定いたしました。

特別委員会の委員長及び副委員長の選任の方法は、日出町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、委員長及び副委員長の互選をお願いしたいと思います。

お諮りします。委員長及び副委員長の互選が終わるまで、ここでしばらく休憩をいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩をいたします。特別委員会委員の方は会議室へお集まりください。

午前10時39分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（池田 淳子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

行財政改革特別委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいましたので御報告いたします。

行財政改革特別委員会委員長に15番、佐藤二郎君、副委員長に14番、熊谷健作君が互選された旨の報告がありました。

以上で、行財政改革特別委員会の設置及び委員の選任を終わります。

委員長報告

○議長（池田 淳子君） これより委員長報告を行います。

今期定例会で、それぞれ所管の常任委員会等に付託された議案並びに事業等について、各委員会における審査結果の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 岩尾幸六君。岩尾幸六君。

○総務産業常任委員長（岩尾 幸六君） おはようございます。それでは、報告を申し上げます。

総務産業常任委員会は、会期日程に従いまして、3月12日、委員会を開催し、付託されました議案13件の審査並びに各課の事務調査を行いましたので、その結果を御報告申し上げます。

まず、議案第11号日出町農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定についてであります。

農地または農業用施設が災害により被害を受けた場合、災害復旧事業の受益者負担金の徴収に当たり、受益者分担金の上限をあらかじめ率表示することで、受益者が復旧申請の判断とすることができることなどから、現条例の日出町営土地改良事業分担金徴収条例から分離させ、新たに農地及び農業用施設災害復旧事業の分担金徴収に関して条例制定するものであります。

慎重審議の結果、全会一致で可決であります。

次に、議案第12号日出町公営企業運営審議会条例の制定についてであります。

この審議会の設定根拠は、地方公営企業法第14条の規定に基づくもので、この地方公営企業法第14号には管理者の権限に属する事務を処理させるため、条例で必要な組織を設けるとあります。今回、日出町公営企業の運営に関し、審議会を設けるとのことです。

慎重審議の結果、全会一致で可決であります。

議案第15号日出町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてであります。

改正内容は、新たに職員となった者は、宣誓書に署名してからでないと職務を行ってはならないとなっているが、この宣誓書の様式においては、押印を求めることを削除することに伴い改正するものであります。

審議の結果、全会一致で可決であります。

続いて、議案第16号日出町使用料条例の一部改正についてであります。

地区公民館では、会議室の他に使用料が規定されていない部屋があるため、新たに料金を設定するものと、冷暖房の料金設定にも差があるため、統一した金額の設定を行うものであります。

この議案第16号に関しても、審議の結果、全会一致で可決であります。

続いて、議案第17号日出町営土地改良事業分担金徴収条例及び日出町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正についてであります。

災害復旧事業に当たり分担金の徴収については、現在の日出町営土地改良事業分担金徴収条例により運用しており、事業が混在している状況であります。また、機構関連事業に関する特別徴収金の徴収ができない状況であり、今後、適切な条例運用が困難となることが懸念されます。

以上のことより、事業混在を見直し、事業ごとに条例の適正運用を図るため、日出町営土地改良事業分担金徴収条例及び日出町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正するものであります。

慎重審議の結果、全会一致で可決であります。

議案第18号日出町火入れに関する条例の一部改正についてであります。

この火入れ条例では、条例施行規則を定めておらず、適切な条例運用が困難となることが懸念されるために、押印を求める手続の見直しをするに当たり様式を規則に委任し、用語の整理を行うために一部改正するものであります。

慎重審議の結果、全会一致で可決であります。

次に、議案第25号日出町町道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正についてであります。

改正内容は、道路構造令の改正に伴い、日出町町道の構造の技術的基準等に関する条例に、歩行者利便増進道路制度の創設と、自動車運行補助施設を交通安全施設に加えるものであります。

慎重審議の結果、全会一致で可決であります。

次に、議案第28号日出町行財政改革審議会条例の一部改正についてあります。

この行財政改革の取組の一つとして、外部行政評価委員会を要綱で規定しているが、この委員会は施策や事業等の評価を決定する合議制の機関であるため、行革審議会と同様に附属機関として位置づけて、審議の部会に位置づけるものであります。

慎重審議の結果、全会一致で可決であります。

次に、議案第29号から議案第33号までの5議案については、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

議案第29号南端コミュニティセンター、議案第30号は豊岡コミュニティセンターについてであります。

両コミュニティセンターは、公の施設として設置するもので、使用者の範囲を地元限定することはできないが、当該施設については、地元はその自治・地域振興の拠点として、広く管理・運営に携わっていただく必要があるため、指定管理者制度をとoshi、管理者業務をしていただきます。

委員より、施設の運用や使用料の定め、徴収した利用料の管理等を明確にしたほうがよいのではないかとの意見がありました。

次に、議案第31号公の施設の指定管理者の指定日出的山荘についてであります。

日出町日出的山荘は、平成23年より指定管理者制度を導入して10年が経過しております。令和3年3月で指定管理者の協定期間が切れることから、継続して指定管理者を指定するための議案提出であります。

次に、議案第32号、33号公の施設の指定管理者の指定、二の丸館と深見記念館であります。

二の丸館は、平成26年に町が取得して以降、ひじ町ツーリズム協会と管理委託契約により、維持管理を行ってまいりましたが、現在は当初制定された条例や規則が現状と合わないことにより、

指定管理者制度を導入し改善を図るものであります。また、議案第33号の深見記念館についても議案提出を行うものであります。

以上、議案第29号、30号、31号、32号、33号の5議案については、慎重審議の結果、全会一致で可決であります。

しかしながら、議案第32号公の施設の指定管理者の指定についてと議案第33号公の施設の指定管理者の指定については、日程第1、第2で議案の訂正があったため、先ほど議員全員出席の下、町長以下担当課長の出席を求め、総務産業常任委員会を開催し、2議案について再度審議を行いました。

執行部より、議案の訂正について詳細な説明を受けた後、審議を行った結果、全会一致で可決となりました。

それでは、各課の事務調査について報告をいたします。

まず、総務課から、区長の身分についての報告があり、区長は業務上の守秘義務、個人情報の適切な取扱いが現行どおりであり、町が依頼した業務を遂行する上で、政治・選挙・宗教・思想の布教・普及、営利・販売宣伝等に関する活動は併せて行わないことで承諾していただいているとの報告がありました。

財政課からは、平成29年度より取り組んできた街灯LED化更新事業が終了した旨の報告があり、まず更新台数は合計1,949台、各地区でLEDに交換済みの物で名義変更のみを行った物が216台であります。総事業費は5,017万3,128円で、財源は町債が3,500万円で、残りは一般財源を使用したとの報告がありました。

次に、政策推進課より、第2期大分都市広域圏ビジョンについての説明がありました。この大分都市広域圏ビジョンは、連携中枢都市圏構想の趣旨に沿って、平成28年より7市1町で連携をして行ってきたが、今年3月に第1期が終了する。令和3年よりスタートする第2期の圏域を取り巻く動向や、将来像、圏域の目指す方向性の説明がありました。

続いて、契約検査室より、令和2年度の建設工事等の入札状況についてであります。

令和2年度は67件の建設工事入札があり、落札率は92.8%で、昨年度65件でほぼ同じであります。建設コンサルタント委託件数は12件で、落札率91.9%、物品関係の入札は40件、86.4%の落札率との報告がありました。

税務課からは2件の報告であります。

まず、日出町税条例施行規則の改正についてであります。

主な改正内容は、軽自動車税が環境性能割と種別割になったことに伴う規則の整備や交付証明書の様式変更であります。

次に、令和3年度の主な地方税制の改正（案）についてであります。

固定資産税の負担調整措置として、宅地等及び農地の負担調整措置については、令和3年から5年までの間において、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

また、新型コロナウイルス感染症により、経済活動などの環境は大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り負担調整措置により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるとの説明がありました。

続いて、生活環境課からは、さくら猫プロジェクトの実施についてであります。

このプロジェクトの目的は、猫による環境問題の解決と殺処分を減らすためには所有者のいない野良猫の不妊去勢手術を行うことが最も有効であるとのことにより、日出町においてもこの活動に協力して地域住民の生活環境の悪化を防ぐとの報告がありました。

商工観光課からは、ひじYEAH EATポイントゲットキャンペーンについての説明があり、キャンペーン期間は2月26日から4月30日までで、テイクアウトでポイントをゲットし、20ポイントで抽せん会に参加でき、抽せんで豪華景品が当たるとのことです。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う中小事業所等支援事業の実績についてであります。

まず、中小企業等事業活動維持支援事業は、今年3月31日までで、現在の申請件数は278件、次に、中小企業等賃借料補助事業は、令和2年12月で終了しましたが、申請件数は325件で、補助総額は3,261万3,400円です。

そのほか雇用維持支援事業など5事業の説明がありました。

次に、農林水産課・農業委員会からは、高収益作物次期作支援交付金（国コロナ対策補助予算）の申請状況についてであります。

事業の概要は、新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた、高収益作物について前向きに取り組む生産者を支援するための支援事業についての説明があり、現在の申請件数は、野菜が19件、果樹14件の交付金申請が上がっているとの説明がありました。

続いて、都市建設課より、宅地開発状況についてであります。

令和2年度の町内の宅地開発件数は4件、区画数は60区画で、着工数は17件、着工率は28.3%との報告がありました。

最後に、上下水道課より、日出町生活排水処理施設整備構想についての報告がありました。

国土交通省・農林水産省・環境省から今後10年程度をめどに汚水処理施設整備の概成を目指す方針が示されましたが、日出町では公共下水道の現計画区域を10年間の概成は非常に厳しいため、計画区域を縮小する手法によることとあります。

また、計画区域の変更を行う際には、住民説明会等を経た上で、令和7年度計画区域の変更申請を行う予定であるとの報告がありました。

以上、甚だ簡単ではありますが、総務産業常任委員会に付託されました議案審議と各課の事務

調査報告を終わります。

○議長（池田 淳子君） 次に、福祉文教常任委員会委員長 川西求一君。川西求一君。

○福祉文教常任委員長（川西 求一君） お疲れさまです。福祉文教常任委員会の報告をいたします。

本委員会は、会期日程に従いまして、3月12日、委員全員出席の下、町長、教育長、担当課長の出席をいただき委員会を開催いたしましたので、その概要について御報告をいたします。

まず、当委員会に付託されました議案10件について、審査の結果の御報告をいたします。

まず、議案第13号日出町国民健康保険条例等の一部改正についてです。

これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴う用語の定義を改めるもので、町の例規においては、日出町国民健康保険条例、日出町介護保険条例、日出町国民健康保険税条例はいずれも新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項を引用していることから、それぞれ必要な改正を行うものです。

全会一致で可決です。

次に、議案第14号幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。

これは、幼稚園の設置者を明確にするため、題名を日出町立幼稚園の設置及び管理に関する条例と改めるものです。

なお、町立幼稚園の預かり保育料の額は、日出町立幼稚園管理規則において定めることとするものです。

全会一致で可決です。

次に、議案第19号日出町老人介護者手当支給条例の一部改正についてです。

これは、手当の支給の要件について解釈の余地がないよう、用語の定義を改めるものです。寝たきり老人等及び介護者の定義のうち、期間を定める部分を削除するものです。

全会一致で可決です。

次に、議案第20号日出町介護保険条例等の一部改正についてです。

これは、3年に一度の介護保険事業策定計画第8期の策定に伴い、令和3年度から5年度における介護サービス見込み量に対する財源を確保するために、介護保険料を改定するもの、また、介護保険法施行令の改正に伴う所定の改正を行うものです。

主な内容といたしましては、一つ、保険料率及び保険料率に係る基準所得金額等の対象年度を第8期計画対象期間令和3年度から令和5年度に改めるものです。

二つ目、保険料年額を改めるものです。全10段階に及んでおります。

3番目、保険料率に関わる基準所得金額を改めるものです。

4番目、低所得者に対する軽減保険料年額を改めるものです。

5番目、合計所得金額について税制改正による影響が出ないように定義を改めるものです。

6番目、平成31年度を令和元年度に改めるものなどです。

全会一致で可決でございます。

次に、議案第21号日出町人権尊重の社会づくり条例の一部改正についてです。

これは、新型コロナウイルス感染症の発生に鑑み、多様化する人権施策の改善や人権尊重の社会づくりを推進するために事業者の責務を明らかにするため、条例の一部を改めるものです。条文に新たに事業者の責務を加えるものでございます。

全会一致で可決です。

次に、議案第22号日出町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部改正についてです。

これは、新型コロナウイルスの発生の状況に鑑み、患者等への差別的取扱い等を発生させず、蔓延を防止する取組を進めるとともに、町民などへの必要な支援を行うために改正するものです。

主な内容は、条例名を日出町新型インフルエンザ等対策条例に改め、町の責務、町民の責務、事業者の責務、感染者医療機関関係者への配慮、知識の普及等、町民及び事業者に対する支援の条項を加えるものです。

全会一致で可決でございます。

次に、議案第23号日出町指定地域密着型サービスの事業者の指定の要件並びに事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についてです。

これは、令和3年度介護報酬改定において、国の定める指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条例の一部改正を行うものです。

公正中立なケアマネジメントを行うことで、地域密着型サービスの適切な提供を行うことができるものです。

全会一致で可決です。

次に、議案第24号日出町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定の要件並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正についてです。

これは、令和3年度介護報酬改定において国の定める、前述の一部改正に伴い、本町条例平成25年3月22日条例第4号の一部を改正するものでございます。

全会一致で可決です。

次に、議案第26号日出町指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についてです。

これは、平成18年厚生省令第35号の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本町関係条例の一部を改正するものです。

全会一致で可決でございます。

次に、議案第27号日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に係る基準に関する条例の一部改正についてです。

これは、平成11年厚生省令第38号の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、日出町指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に係る基準に関する条例においても条例の一部を改正するものでございます。

全会一致で可決です。

続きまして、所管各課の報告事項について報告いたします。

まず、住民課から、議案説明のほか2案件についての報告がありました。

議案関連については、委員より、人権尊重のまちづくりについては町の責務として、より積極的な行動を求める意見が出され、町としても継続的な正しい啓発活動に努めるとの見解が示されたところです。

また、かねてから人権に関する町としての取組について、行政サイドと教育部局での取組がなされてきていますが、効率性や合理性の観点からも統一もしくは、より細やかな連携がされるべきではないかとの委員の意見も引き続き出されたところです。町としては、教育の独立性も担保しながら、部局間で今後も検討を行っていくとの見解でした。

なお、入学進学等で新生活が始まる時期やマイナンバーカードの申請補助、交付等の手続で一部窓口の臨時開庁を行うとの報告がなされたところです。

次に、福祉対策課です。

就労継続支援B型事業所における不正請求についての報告がありました。大分県は、令和3年2月10日付で、事業所に対して行政処分を行ったとのこと。

内容につきましては、処分を受けた事業所は、特定非営利活動法人ゆけむり。別府市にございます。内容は、令和3年3月31日指定の取消し、そしてその理由は就労継続支援B型の訓練等給付の請求に関する不正及び虚偽の報告があったためであるとされております。

県が認定した不正の内容は、日出町では267件、28万6,620円とのこと。

本年2月16日、当該事業所が破産手続を開始したことから、今後、破産管財人に対しまして不正請求に係る訓練等給付費の返還を求めていくとのこと。

今後は利用者の皆さんへの配慮、対応についてお願いをしたところです。

次に、子育て支援課です。

3点の報告がございました。

1点目、川崎なかよし児童クラブ増築工事についての報告です。

これは、既存の川崎なかよしクラブの増築により、利用定員の拡充を図るもので、利用定員を

30人増の90人とするものです。施設の規模といたしましては、建設面積95.18平方メートル。工期は令和2年10月21日から令和3年2月1日までで、利用開始は本年2月5日から行っているとのことです。

委員からは、将来の見通しなどは厳格に行い、施設に過不足が生じないように計画を望むとの意見が出されたところです。

二つ目に、家事育児支援事業についてです。

この事業は、産前から産後1年の期間において、母親の体調不良時等に家庭に家事育児支援員を派遣し、家事や育児の援助をするものです。利用登録者と利用実績についてなかなか伸び悩んでいる状況の中、利用率向上のため本年2月にアンケート調査等を行い、本町独自の事業として今後は誰でも気軽に使いやすい制度となるよう担当課としても推進していきたいとのことでございました。

3番目、令和3年度の保育所認定こども園の利用定員2号、3号の方々について、3月10日現在の報告で、9施設において30人増の750名の定員数で待機児童の解消に向けて地域ごとの要望等もある中、まずは全体での確保に取り組んでいるとのことです。

次に、健康増進課です。

議案8件に対する説明を受けるとともに、日出町高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画案について説明がございました。

今回計画案の作成の特徴といたしましては、これまでコンサルタント等への外注等を行っていたものを、町独自において作成を行った旨の説明がありました。

計画の目的としては、日出町においても第7期計画期間3か年で高齢化率が約1.2%増加し、高齢化率30%に達し、本計画では団塊の世代が75歳以上となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を展望し、中長期的な視点に立った目標を示した上で、地域包括ケアシステムの強化、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスの提供体制の確保等を計画的に推進していくことを目的とするということでございます。

第1号被保険者介護保険料の見込みは、介護給付費等の見込みにより、第8期における第1号被保険者の保険料基準月額が5,829円とのことであり、第7期に比較して130円の増額となっています。それぞれの介護保険料は、所得に応じて全10段階に区分されております。

計画案には、保険料の高騰は高齢者の生活を圧迫し、介護保険制度の持続可能性を揺るがしかねないため、介護給付費の上昇をできるだけ抑えていくことが求められるとの見解が示されていることを御報告いたします。

なお、新型インフルエンザワクチンの接種につきましては、それぞれの単位で説明がございましたけれども、今後も最新の情報をいち早く町民へお知らせしていただけるようお願いするところ

でございます。

続いて、会計課・監査委員事務局より、それぞれの現況の報告をいただきました。

次に、教育委員会部局教育総務課です。教育総務課からは、議案説明及び令和3年2月19日に中央公民館で開催されました町立幼稚園のあり方検討会について報告がありました。日出町の幼児教育を取り巻く現状と町立幼稚園の園児数や運営などについて、資料を提示しながら説明し、委員から幼稚園に対する思いも聴取しながら情報の共有を図ったところでございます。次回は5月に開催を予定しており、保育所や認定こども園のことについて、子育て支援課との連携を図りながら町立幼稚園としての役割・意義について協議したいと考えているとの説明がなされました。

委員からは、あり方検討委員会は何らかの方向性を持っているのかとの質問に対しましては、他市町村の状況などを参考とするとはいえ、市町村ごとに状況は異なり、方向性については、委員会のみでは超える様々な課題があり、子育て政策との十分な協議を要するとの見解をいただきました。

次に、学校教育課からは、令和2年度日出町標準学力調査の結果について報告がありました。

これは、小学校4、5、6年生、国語、算数、理科、そして中学生1、2年、国語、社会、数学、理科、英語を対象とした学力調査でございます。ほとんどの学年・科目で全国正答率を上回っている状況でございました。今後も学力向上推進委員会等の積極的な取組を期待するものでございます。

次に、社会教育課中央公民館です。

議案第16号において日出町使用料条例の一部改正する条例が提案されていますが、さきの委員長の報告がございましたが、当委員会においてもその内容について説明を受けたところでございます。

今回の改正は、各公民館の冷暖房がコイン式タイマーにより使用料を徴収するシステムになっていること。また、一部の料金設定で差異が生じており、これを是正するものであるとのことでございます。

次に、文化・スポーツ振興課からは、日出町学校給食センター建設に伴う友田遺跡発掘調査報告書について説明がありました。

当該報告書は、令和2年6月26日から令和3年3月19日を履行期間として、300部報告書が作成され、国・県担当部局のほか関係団体への配付を行うとのことでございます。

3月下旬には、日出町歴史資料館にて友田遺跡発掘調査に係る特集展の公開を予定しているとのことです。皆さんもぜひ御参加ください。

次に、日出町立図書館及び給食センターからは、利用状況及び学校給食の公会計化に向けた取

組み等の報告がなされたところでございます。

以上、甚だ簡単ではありますが、今期定例会で福祉文教委員会に付託されました議案の審査結果及び所管各課の事務調査の報告といたします。

○議長（池田 淳子君） 次に、予算常任委員会委員長 上野満君。上野満君。

○予算常任委員長（上野 満君） 予算常任委員会の報告をいたします。

予算常任委員会は、会期日程に従いまして、関係者出席の下、当委員会に付託されました承認1件、議案10件について審査しましたので、その概要と結果を報告いたします。

まず、承認第1号令和2年度日出町一般会計補正予算（専決第4号）についてです。

概要については、今定例会初日に報告済みですので省略いたします。

審査の結果は、全会一致で承認です。

次に、議案第1号令和2年度日出町一般会計補正予算（第5号）についてです。

予算の総額から歳入歳出それぞれ4億1,046万2千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ153億6,740万7千円とするものです。

歳入は、国庫支出金8,659万8千円、寄附金427万円の増額、町税は決算見込みによる6,660万円の減額、またその他の歳入も各事業費の不用額による減額補正となっています。

主に財政調整基金繰入金は2億8,367万4千円の減額です。歳出は、主に決算見込による不用額の減額補正ですが、小児救急医療体制整備負担金139万7千円、有害鳥獣捕獲報奨金179万7千円、水産物供給基盤機能保全事業の工事請負費2,410万円を計上しています。また、繰越明許費として17事業に総額8億2,012万円を計上しています。

全会一致で可決です。

次に、議案第2号令和2年度日出町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

予算の総額から歳入歳出それぞれ157万円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ31億3,833円とするものです。

補正の主な内容は、歳入において新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免分を災害等臨時特例補助金にて財源措置を行っております。歳出の予備費においては予算額の調整を行っております。

全会一致で可決です。

次に、議案第3号令和2年度日出町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてです。

保険事業勘定の予算の総額から歳入歳出それぞれ4,994万4千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ27億9,554万5千円とするものです。

また、介護サービス事業勘定の予算の総額から歳入歳出それぞれ147万9千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2,823万円とするものです。

補正の主な内容は、決算見込みによる不用額の減額です。

全会一致で可決です。

次に、議案第4号令和2年度日出町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてです。
予算の総額に歳入歳出それぞれ259万2千円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億4,489万5千円とするものです。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料160万3千円、一般会計繰入金93万3千円です。
歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金259万2千円です。

全会一致で可決です。

次に、議案第5号令和3年度日出町一般会計予算についてです。

予算の総額は前年度比で1.6%、1億7,800万円の増で、110億1,900万円としています。

歳入の主なものとして、町税は前年度比2.0%減の30億6,438万3千円、地方交付税は3.8%増の23億2,600万円、国庫支出金は3.3%減の15億7,346万円、県支出金は1.9%増の11億2,775万6千円、譲与税及び交付金は8億1,590万円です。

歳出の主なものとして、総務費は前年度比8.6%増の15億6,285万6千円、民生費は1.0%増の43億9,680万6千円、衛生費は0.8%減の7億5,528万7千円、農林水産業費は12.1%減の3億7,573万3千円、土木費は7.6%減の7億6,853万5千円、教育費は15.7%減の10億5,979万6千円となっています。

主な事業費は、川崎工業団地振興事業3,822万4千円、ふるさと寄附金事業2億9,977万4千円、タウンプロモーション推進事業2,494万円、個人番号カード交付事務事業2,548万2千円、地域子育て支援事業4,268万5千円、企業立地推進事業4,018万7千円、城下かれい祭り費1,200万円、営農法人経営拡大支援事業1,828万8千円、都市防災総合推進事業4,630万円、教育ICT環境整備事業5,624万円、小学校外国語活動推進事業1,668万8千円、学校給食センター施設維持管理事業1,268万8千円を計上しています。

全会一致で可決です。

次に、議案第6号令和3年度日出町国民健康保険特別会計予算についてです。

当初予算の総額は31億763万5千円で、前年度比1,988万円、0.6%の増となっています。

歳入は、国民健康保険税が被保険者数の減少に伴い、前年度比0.9%減の4億8,230万3千円となっています。県支出金は0.7%増の23億8,556万1千円、繰入金は4.7%増の2億3,338万円を計上しています。

歳出は、保険給付費は前年度比0.8%増の23億4,074万1千円、国民健康保険事業費納付金は0.05%増の7億899万円、保健事業費は0.7%増の3,051万1千円を計上して

います。

全会一致で可決です。

次に、議案第7号令和3年度日出町介護保険特別会計予算についてです。

保険事業勘定の当初予算の総額は27億7,839万1千円で、前年度比7,281万3千円、2.69%の増となっています。

歳入は、第1号被保険者保険料5億6,902万3千円、国庫支出金6億5,774万5千円、支払基金交付金7億3,006万8千円、県支出金4億464万2千円、繰入金4億1,379万3千円、繰越金300万円を計上しています。

歳出は、総務費2,968万1千円、保険給付費26億2,306万4千円、地域支援事業費1億1,809万3千円を計上しています。

サービス事業勘定の当初予算の総額は3,399万6千円で、前年度比686万9千円、25.32%の増となっています。

歳入は、サービス収入933万2千円、繰入金2,466万2千円を計上しています。

歳出は、一般管理費3,049万円、介護予防サービス計画作成委託費350万5千円を計上しています。

全会一致で可決です。

次に、議案第8号令和3年度日出町後期高齢者医療特別会計予算についてです。

当初予算の総額は3億5,324万9千円で、前年度比1,174万9千円、3.4%の増となっています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2億6,632万2千円、繰入金8,591万円です。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3億5,153万8千円です。

全会一致で可決です。

次に、議案第9号令和3年度日出町水道事業会計予算についてです。

当初予算の収益的収入は4億2,610万3千円で、前年度比51万3千円の減となっています。収益的支出では、営業費用が3億8,685万1千円で、前年度比1,480万3千円の増となっています。これは電力入札により動力費が減少したものの配水管及びポンプ洗浄業務委託3千万円を計上したためです。

資本的収入は1億5,100万4千円で、前年度比1,200万円の増となっています。これは工事負担金が5千万円の減となったものの、建設改良費の増額に伴い、起債発行額が6,200万円増の1億5千万円となったためです。

資本的支出は3億3,721万4千円で、前年度比6,372万1千円の増となっています。

主な支出は、委託料3,750万円、工事請負費2億1,640万円となっています。

全会一致で可決です。

最後に、議案第10号令和3年度日出町下水道事業会計予算についてです。

当初予算の収益的収入は、雨水負担金の減額により、6億1,270万6千円で、前年度比854万2千円の減となっています。

収益的支出は、浄化センターの維持管理費等の減額により、6億552万2千円で、前年度比1,018万9千円の減となっています。

資本的収入は、下水道企業債、他会計出資金、国庫補助金の減額により、3億809万1千円で、前年度比2億318万6千円の減となっています。

資本的支出は、建設改良費等の減額により、4億8,050万1千円で、前年度比1億9,507万8千円の減となっています。

全会一致で可決です。

以上、予算常任委員会の報告といたします。

○議長（池田 淳子君） 次に、議会活性化特別委員長 安部徹也君。安部徹也君。

○議会活性化特別委員長（安部 徹也君） 議会活性化特別委員会は、会期日程に従いまして、3月16日に委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

委員会では、次の3点の議題について審議いたしましたので、その御報告をいたします。

まず、1点目は、タブレットの導入に当たり、その運用方法をどのようにするのかを話し合いました。

日出町議会ではタブレットの導入が既に決定済みですが、委員会では日出町議会文書共有システム及びタブレット端末使用基準の素案を作成し、委員で審議した結果、タブレット導入時には同案をもとにして運用開始することに委員全員の同意が得られました。

続いて、2点目は、選挙の公営について審議いたしました。

令和2年6月12日に改正された公職選挙法では、町村議会議員選挙における供託金制度の導入と町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁、そして町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大が新たに加われました。この改正公職選挙法により、令和2年12月12日以降の町村議会選挙において立候補者は15万円の供託金を納めなくてはならなくなりました。

一方で、選挙の公営として、選挙運動用自動車やビラ・ポスターの作成などにかかる費用は一定額を上限として町村が負担することになりますが、この選挙の公営拡大につきましては、選挙公営に関する条例の制定が必要になってきます。

委員会では、全国町村議会議長会が作成した選挙公営に関する条例の制定状況、調査結果概要をもとに、日出町議会としてどのような対応をとるべきか話し合いを行いました。

資料では、令和3年1月1日現在、全国で58%の町村が既に条例を制定済みであり、今後予

定があると回答した32.6%の町村を含めれば、実に全国の90.6%の町村が条例を制定する方向にあることが示されました。

日出町においても、この全国的な流れに取り残されることなく、また、お金のかからない選挙は多様な人材の立候補につながり、議会が活性化されるという意味でも、早期に議会として選挙公営に関する条例の制定を求めていくことを、委員全員が同意いたしました。

そして、最後の3点目は、令和3年度の議会活性化のテーマについてです。

議会活性化特別委員会は、この3年間、子ども議会や住民との意見交換会の開催、議会のインターネット中継開始、タブレットの導入やICT化など様々なテーマに取り組んで議会活性化を図ってきました。

来年度は任期の最終年となりますが、この最終年にふさわしいテーマを委員で話し合い、会派制の研究というテーマに決定いたしました。

会派制は、政策集団として会派で調査研究、議論を行うことで、個々議員の資質向上に役立てることができるや、会派単位であるため効率的、かつ、円滑に議会運営ができる。そして、会派が政策集団として当局に要望を交渉することで町の政策に反映する手段をとることが可能といったメリットが考えられる一方で、議員の意見が会派の意見に埋没しやすくなるため、個々の議員の顔が見えにくくなるという問題点もあるようです。

今後は、日出町議会にとって、この会派制導入が議会活性化につながるかどうかを調査研究し、最終的な結論を出していきたいというふうに思っております。

以上、甚だ簡単ではございますが、議会活性化特別委員会の御報告とさせていただきます。

○議長（池田 淳子君） 次に、議会報編集特別委員長 阿部真二君。阿部真二君。

○議会報編集特別委員長（阿部 真二君） それでは、議会報編集特別委員会の御報告を申し上げます。

議会報編集特別委員会は、会期日程に従いまして、委員全員出席の下、3月16日に委員会を開催し、日出議会だより123号の問題点の確認及び今定例会の内容を報告するための日出議会だより124号の編集における役割分担及び編集日程について協議を行いました。

以上、甚だ簡単ではございますが、議会報編集特別委員会の御報告とさせていただきます。

○議長（池田 淳子君） 次に、電算委託業務等調査研究特別委員会委員長 金元正生君。金元正生君。

○電算委託業務等調査研究特別委員長（金元 正生君） 電算委託業務等調査研究特別委員会の御報告をいたします。

当委員会は、会期日程に従いまして3月17日に委員会を開催いたしました。

報告は3点であります。

1点目、3月10日に税務課より報告がございました、国民健康保険税等の口座引き落としの誤りについて、発生原因については課長から詳細な説明を受けておりますので重複しますが簡潔に申し上げます。

まず、新旧システムの仕様の違いであります。従前の基幹システムT o p s 2 1では、口座引き落としデータの作成は複数回抽出しても常に最新の内容が反映されておりました。移行後の基幹システムA c r o c i t yでは、同一の引き落とし日の設定については初回に行ったデータが反映され、その後の変更は反映されない仕様であること、通常作業は口座引き落としのデータ抽出等は納期日決めて毎月1回の実施、今回、委託事業者がデータ抽出を複数回した場合の影響並びにテスト環境の利用案内の説明もなく、委託事業者にデータ抽出の複数回実行についての問い合わせをしたにも関わらず問題ないとの回答を受け、慎重を期して試験的に通常の処理日より前に引き落とし日を設定し、口座引き落としのデータ抽出を実施したところ、1月19日から2月18日までの課税更生や口座変更等のデータが未反映となり、結果、今回の事案が発生したということであります。

検証として、実際に行われた事務作業を税務課に出向き直接私が確認いたしました。先ほど申し上げましたように、一連の事務作業はナレッジの範囲で適切であり、委託事業者への確認作業も行っていたことから、問題は委託事業者側の運営支援サポートにあると判断いたします。

再発防止については、先ほど申し上げましたテスト環境について、D B p l a y e r アプリケーションの活用と併せてA c r o c i t yシステムの照合リストを活用することで既に解決済みであります。

2点目、本会議終了後、委員会から町長に要望書を提出いたしますが、内容については配布資料のとおり2点、まず先般の一般質問でも問いました基幹システムの統括調整を行う財政課情報化推進係のマンパワー不足を解消するための適正な人員配置については正規職員1名の増員、次に、契約書の受注者、委託事業者への責任に関する見直し、先ほどの事例のように町民の信頼を著しく失墜することは町の損害に値することから、委託事業者側に一定のペナルティーを定め科すべきであるとの結論に至りましたので、発注者は言うまでもなく町長でありますから、運用支援サービス契約第13条責任の改定を求める要望書を提出いたします。

3点目、新年度の委員会の在り方ではありますが、引き続き監視機能として残し、ノーマス対策の提案はもちろんでございますが、コストリダクションにも着手できればと考えております。

以上、報告といたします。

○議長（池田 淳子君） 以上で、各委員会における審査結果の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（池田 淳子君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） なければ、これで質疑を終わります。

討論

○議長（池田 淳子君） これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） これで討論を終わります。

採決

○議長（池田 淳子君） これより採決を行います。

承認第1号令和2年度日出町一般会計補正予算（専決第4号）についてを採決します。

承認第1号に対する委員長の報告は承認です。承認第1号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号については、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号令和2年度日出町一般会計補正予算（第5号）についてから議案第4号令和2年度日出町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでの4件を一括して採決します。

各議案に対する委員長の報告は可決です。議案第1号から議案第4号までは、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号から議案第4号までについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和3年度日出町一般会計予算についてから議案第10号令和3年度日出町下水道事業会計予算についてまでの6件を一括して採決します。

各議案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号から議案第10号までは、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号から議案第10号までについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号日出町農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定について及び議案第12号日出町公営企業運営審議会条例の制定についての2件を一括して採決します。

各議案に対する委員長の報告は可決です。議案第11号及び議案第12号については、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号及び議案第12号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号日出町国民健康保険条例等の一部改正についてから議案第19号日出町老人介護者手当支給条例の一部改正についてまでの7件を一括して採決します。

各議案に対する委員長の報告は可決です。議案第13号から議案第19号までは、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号から議案第19号までについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号日出町介護保険条例等の一部改正についてを採決します。

議案第20号に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（池田 淳子君） 挙手多数です。したがって、議案第20号については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号日出町人権尊重の社会づくり条例の一部改正についてから議案第28号日出町行財政改革審議会条例の一部改正についてまでの8件を一括して採決します。

各議案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号から議案第28号までは、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号から議案第28号までについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号公の施設の指定管理者の指定についてから議案第31号公の施設の指定管理者の指定についてまでの3件を一括して採決します。

各議案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号から議案第31号までは、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（池田 淳子君） 举手全員です。したがって、議案第29号から議案第31号までについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号公の施設の指定管理者の指定について及び議案第33号公の施設の指定管理者の指定についての2件を一括して採決します。

各議案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号及び議案第33号については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は举手を願います。

〔賛成者举手〕

○議長（池田 淳子君） 举手全員です。したがって、議案第32号及び議案第33号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、同意第1号日出町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決します。

同意第1号について、原案のとおりこれに同意することに賛成の方は举手願います。

〔賛成者举手〕

○議長（池田 淳子君） 举手全員です。したがって、同意第1号については原案のとおり同意することに決定しました。

次に、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦について及び諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦についての2件を一括して採決します。

諮問第1号及び諮問第2号については、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて適任であると答申したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号及び諮問第2号については、適任であると答申することに決定しました。

日程第4. 議員派遣の件について

○議長（池田 淳子君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付しておりますように議員派遣の申し出がありました。

お諮りします。会議規則第129条第1項の規定により、議員からの申し出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、議員からの申し出のとおり議員派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいま決定いたしました議員派遣について、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思います。これに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第5. 閉会中各委員会の継続審査及び調査について

○議長（池田 淳子君） 日程第5、閉会中各委員会の継続審査及び調査についてを議題とします。

お手元に配付しておりますように、各常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することに決定しました。

ただいま議案4件が提出されました。

お諮りします。議案4件を日程に追加し、追加1の追加日程第1から追加日程第4として議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、議案4件を日程に追加し、追加1の追加日程第1から追加日程第4として議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 発議第3号

追加日程第2. 議案第34号

追加日程第3. 議案第35号

追加日程第4. 議案第36号

追加議案に対する趣旨説明並びに提案理由の説明

○議長（池田 淳子君） 追加日程第1、発議第3号日出町議会会議規則の一部改正についてから追加日程第4、議案第36号日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでを上程し一括議題とします。

発議第3号日出町議会会議規則の一部改正について趣旨説明をお願いします。11番、土田亮治君。土田亮治君。

○議員（11番 土田 亮治君） 発議第3号日出町議会会議規則の一部改正について趣旨の説明を申し上げます。

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産・育児・介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児・介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前産後の欠席期間を規定することに併せて、議会の会議時間について規則を改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（池田 淳子君） 次に、議案第34号令和2年度日出町一般会計補正予算（第6号）についてから議案第36号日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての提案理由の説明をお願いします。町長、本田博文君。町長。

○町長（本田 博文君） ただいま上程されました追加議案3件につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第34号令和2年度日出町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

補正をいたします額は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,854万6千円を増額し、補正後の予算の総額を155億4,595万3千円とするものであります。

歳出につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費を計上し、財源として国庫支出金及び繰入金を計上しております。また、令和3年1月15日付で専決処分いたしました補正予算の一部を含め繰越明許費としております。

次に、議案第35号職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

職員及び特別職の給料月額を減額する期間を延長するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第36号日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

会計年度任用職員の給料について基準となる職務を見直すため、所要の改正を行うものであります。

以上、甚だ簡単ではございますが、追加提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。何とぞ慎重な御審議をいただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（池田 淳子君） 以上で趣旨説明並びに提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本日は日程の都合上、委員会付託を省略して審議をいただきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りします。ここでしばらく休憩したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、しばらく休憩します。会議室へお集まりください。

午後0時05分休憩

.....

午後0時13分再開

○議長（池田 淳子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

追加議案に対する質疑

○議長（池田 淳子君） これより追加議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） なければ、これで質疑を終わります。

.....

討論

○議長（池田 淳子君） これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） なければ、これで討論を終わります。

.....

採決

○議長（池田 淳子君） これより採決を行います。発議第3号日出町議会会議規則の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（池田 淳子君） 挙手全員です。したがって、発議第3号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号令和2年度日出町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（池田 淳子君） 挙手全員です。したがって、議案第34号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（池田 淳子君） 挙手全員です。したがって、議案第35号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号日出町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（池田 淳子君） 挙手全員です。したがって、議案第36号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで議事日程の追加を議題にしたいと思えます。

追加2の追加日程第1、常任委員会委員長及び副委員長の互選について、追加日程第2、議会運営委員会委員の辞任について、追加日程第3、議会運営委員会委員の選任についてまでの3件を日程に追加し議題とします。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、追加2の追加日程第1から追加日程第3までを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 常任委員会委員長及び副委員長の互選について

○議長（池田 淳子君） 追加日程第1、常任委員会委員長及び副委員長の互選についてを議題とします。

ただいま総務産業常任委員会委員長岩尾幸六君、副委員長豊岡健太君、福祉文教常任委員会委員長川西求一君、副委員長河野美華君、予算常任委員会委員長上野満君、副委員長金元正生君より辞任願の届出がありました。

日出町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員長及び副委員長は各委員会において互選するとなっておりますので、ただいまより各委員会において互選をお願いします。

互選が終わるまでしばらく休憩いたします。

午後0時15分休憩

.....
午後0時16分再開

○議長（池田 淳子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長及び副委員長の互選が終わりましたので、その結果を報告します。

総務産業常任委員会委員長に豊岡健太君、副委員長に上野満君、福祉文教常任委員会委員長に

河野美華君、副委員長に金元正生君、予算常任委員会委員長に川西求一君、副委員長に阿部真二君、以上のとおり互選されました。

以上で、常任委員会委員長及び副委員長の互選を終わります。

追加日程第2. 議会運営委員会委員の辞任について

○議長（池田 淳子君） 追加日程第2、議会運営委員会委員の辞任についてを議題とします。

ただいま佐藤二郎君、岩尾幸六君、川西求一君、上野満君、土田亮治君の5名から議会運営委員会委員の辞任願の届出がありました。

お諮りします。佐藤二郎君、岩尾幸六君、川西求一君、上野満君、土田亮治君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、佐藤二郎君、岩尾幸六君、川西求一君、上野満君、土田亮治君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

追加日程第3. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（池田 淳子君） 追加日程第3、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、日出町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長により指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員に森昭人君、土田亮治君、川西求一君、豊岡健太君、河野美華君の5名を指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました5名の方が議会運営委員会委員に選任されました。

これより議会運営委員会において日出町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行います。

委員長及び副委員長の互選が終わるまでしばらく休憩いたします。

午後0時17分休憩

.....
午後0時18分再開

○議長（池田 淳子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長及び副委員長の互選が終わりましたので、その結果を報告します。

議会運営委員会委員長に森昭人君、副委員長に豊岡健太君が互選されました。

以上で、議会運営委員会委員の選任を終わります。

閉会の宣告

○議長（池田 淳子君） 以上で、今期定例会における議案等の審査は全て終了しました。議員各位におかれましては、議案審議や議会運営に格別の御尽力、御協力をいただき、こうして閉会を迎えることができましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

町長をはじめ執行部の皆様には、議案審議を通じ議員から多くの意見、要望が述べられましたが、その内容を尊重していただきまして今後の町政に反映していただきますようお願いをいたします。

また、今月末をもちまして定年退職されます3名の管理職の皆様、これまで日出町行政に対する御尽力と丁寧な議会対応に対しまして、議会を代表いたしまして感謝を申し上げます。今後も日出町発展のために御協力をお願いしたいと思います。これまで本当にありがとうございました。

これをもちまして令和3年第1回日出町議会定例会を閉会します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田 淳子君） 異議なしと認めます。したがって、令和3年第1回日出町議会定例会を閉会することに決定しました。

これで閉会します。御苦労さまでした。

午後0時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年 3月22日

議 長 池田 淳子

署名議員 河野 美華

署名議員 熊谷 健作

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員